

(案)

都市機能の整った快適なまち推進プラン

2021年（令和3年） 月

逗子市

目次

第1章 計画の策定について

1-1	策定の目的	2
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	5

第2章 都市機能の整った快適なまちにするために

2-1	5つの基本目標	6
2-2	プランの体系	7
2-3	アクション内容	8

第3章 計画の実現に向けて

3-1	計画の推進	12
3-2	リーディング事業	13
3-3	重点事業	15

第1章 計画の策定について

1-1 策定の目的

2015年（平成27年）3月に策定された「逗子市総合計画」では、逗子市のいつまでも変わることのない理想像と将来像の実現に向け、「5本の柱」とそれぞれを分類した「取り組みの方向」が定められました。

都市機能の整った快適なまち推進プランは、5本の柱の一つである「安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」を実現するため、「取り組みの方向」である「都市機能の整った快適なまち」を具体化するために、基本的な考え方や方向性を示したものです。

「都市機能の整った快適なまち」への取り組みの方向（逗子市総合計画より）

市民の安全で快適な都市生活を維持し、拡充を図るため、高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要です。

本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー※化を図り、また、地震をはじめとした自然災害を考慮した都市機能の再編・再整備を計画的に進めます。

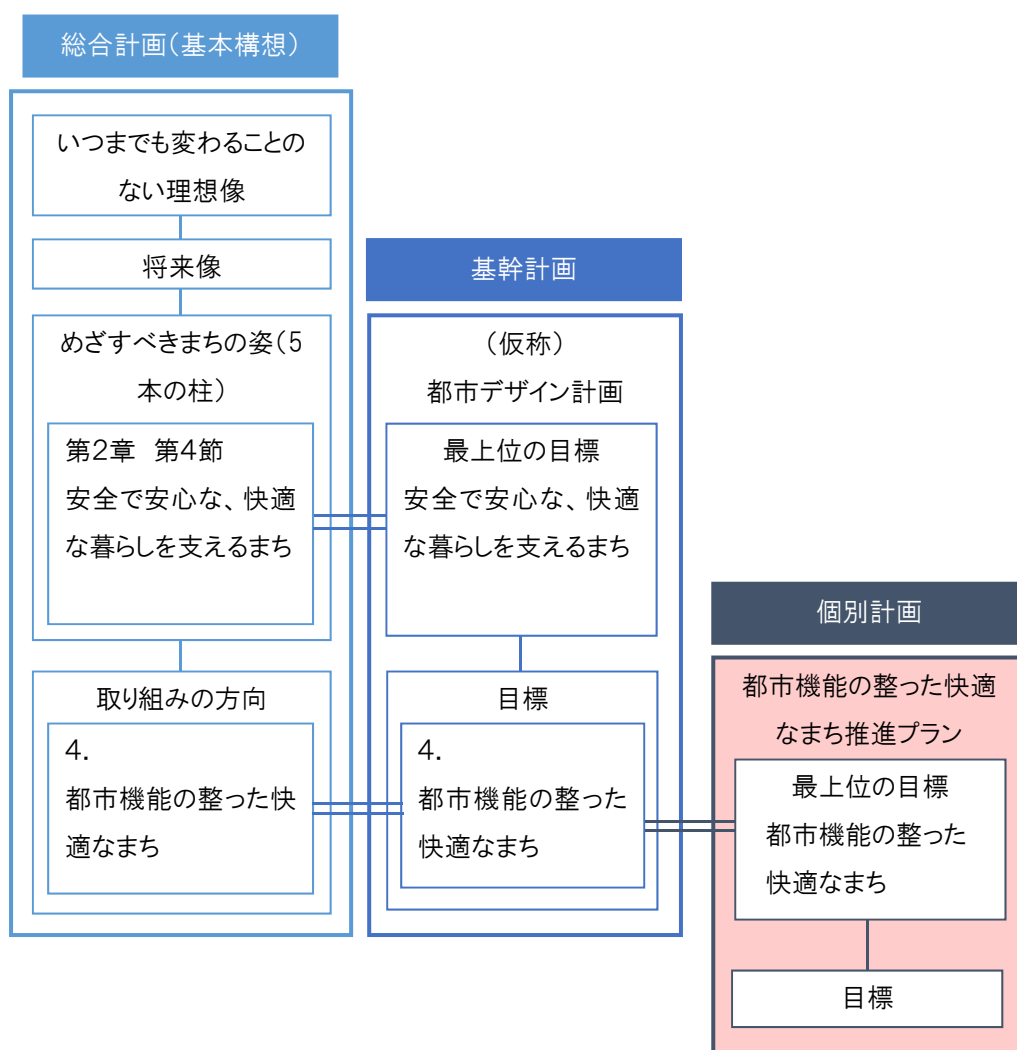
1-2 計画の位置づけ

「逗子市総合計画」の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画、個別の施策分野を定める個別計画の三層となっています。

そして、この三層は、総合計画基本構想における「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と基幹計画の最上位の目標等とが整合しており、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定しています。

総合計画における「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方向」と整合した内容で策定が予定されている基幹計画「(仮称)都市デザイン計画」については、都市機能の整った快適なまち推進プランにおいて示す考え方を反映し策定します。

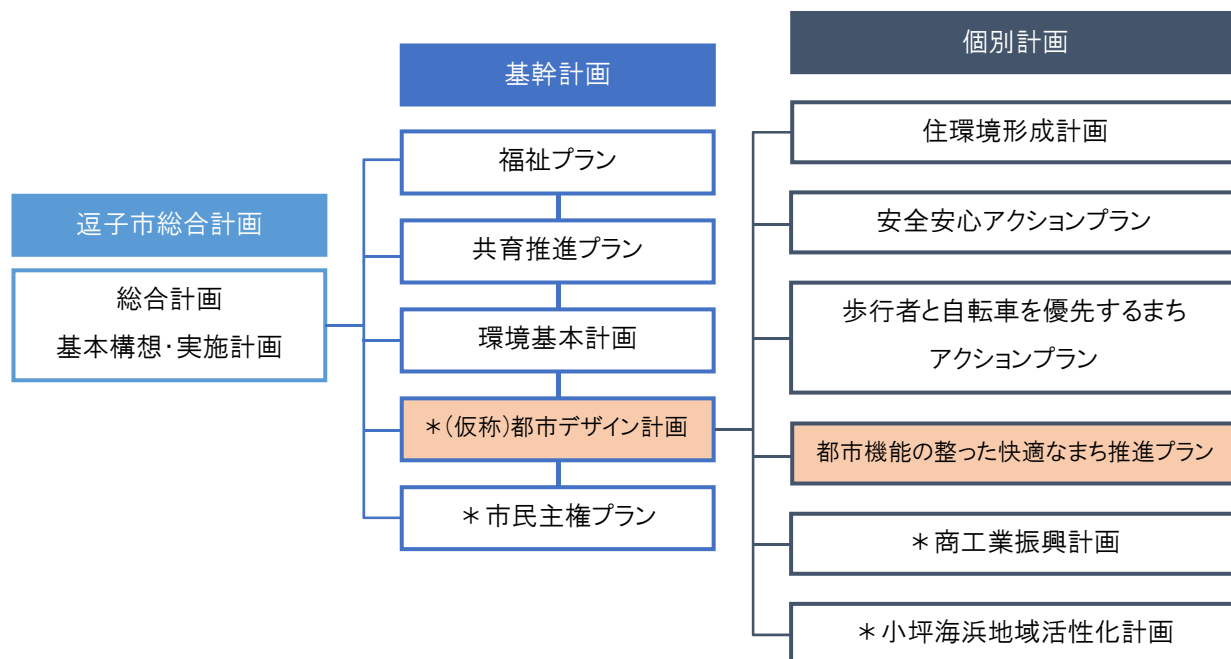
●逗子市総合計画と基幹計画・個別計画との関係



逗子市総合計画の下には5本の基幹計画が策定され、それぞれの基幹計画は4~6本の個別計画から成り立っています。

都市機能の整った快適なまち推進プランは、策定が予定されている基幹計画「(仮称)都市デザイン計画」の下位に位置付けられる個別計画となります。

■計画体系図

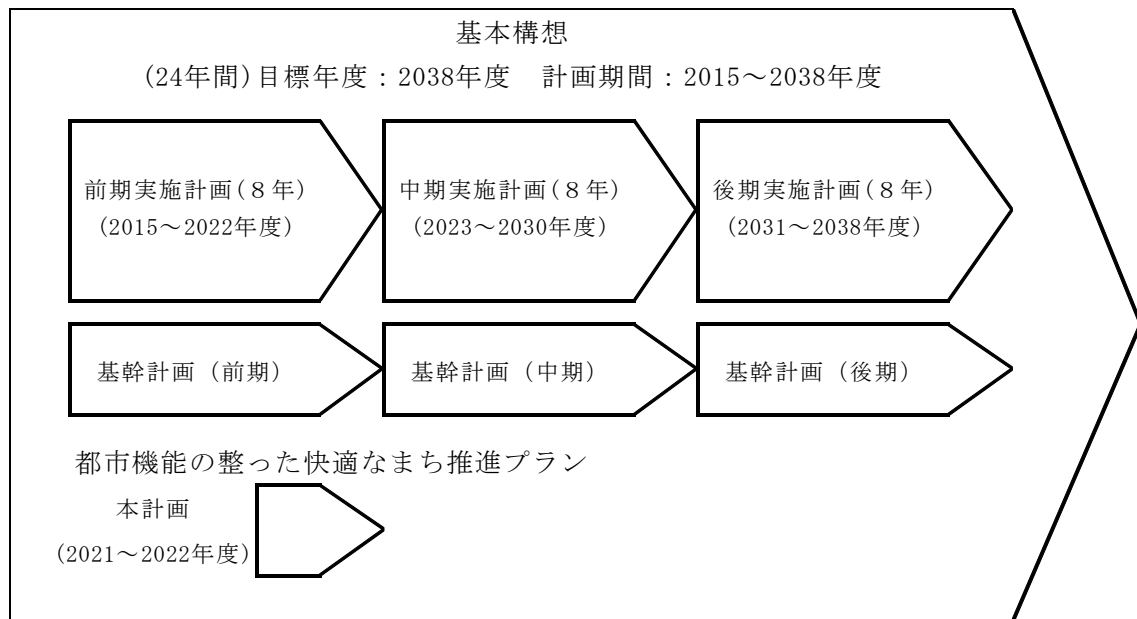


*印は、前期実施計画期間中（2022年度）までに策定予定

1-3 計画の期間

現在の総合計画は、計画期間を2015年度（平成27年度）から2038年度（令和20年度）までの24年間としており、総合計画実施計画については全体の計画期間を8年ごとに前期・中期・後期と区切っています。このため、個別計画として策定する都市機能の整った快適なまち推進プランは、計画期間を2021年度（令和3年度）から2022年度（令和4年度）とします。

●計画期間のイメージ図



第2章 都市機能の整った快適なまちにするために

2-1 4つの基本目標

都市機能の整った快適なまち推進プランでは、「逗子市総合計画（実施計画第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち 4 都市機能の整った快適なまち）」において掲げられた基本構想の取り組みの方向の具現化を目指します。そのために、4つの基本目標を定め、目標毎に関連する事業を推進していきます。

(1) 都市環境の改善

良好な都市環境を確保するために、道路施設や市営住宅、下水道の適切な管理等と環境改善を図っていきます。

(2) バリアフリー化の推進

高齢化の急速な進展や障がいのある人などの社会参加の機会の増加に対応するため、道路施設や公共施設のバリアフリー化の推進を図ります。

(3) 土地の利活用

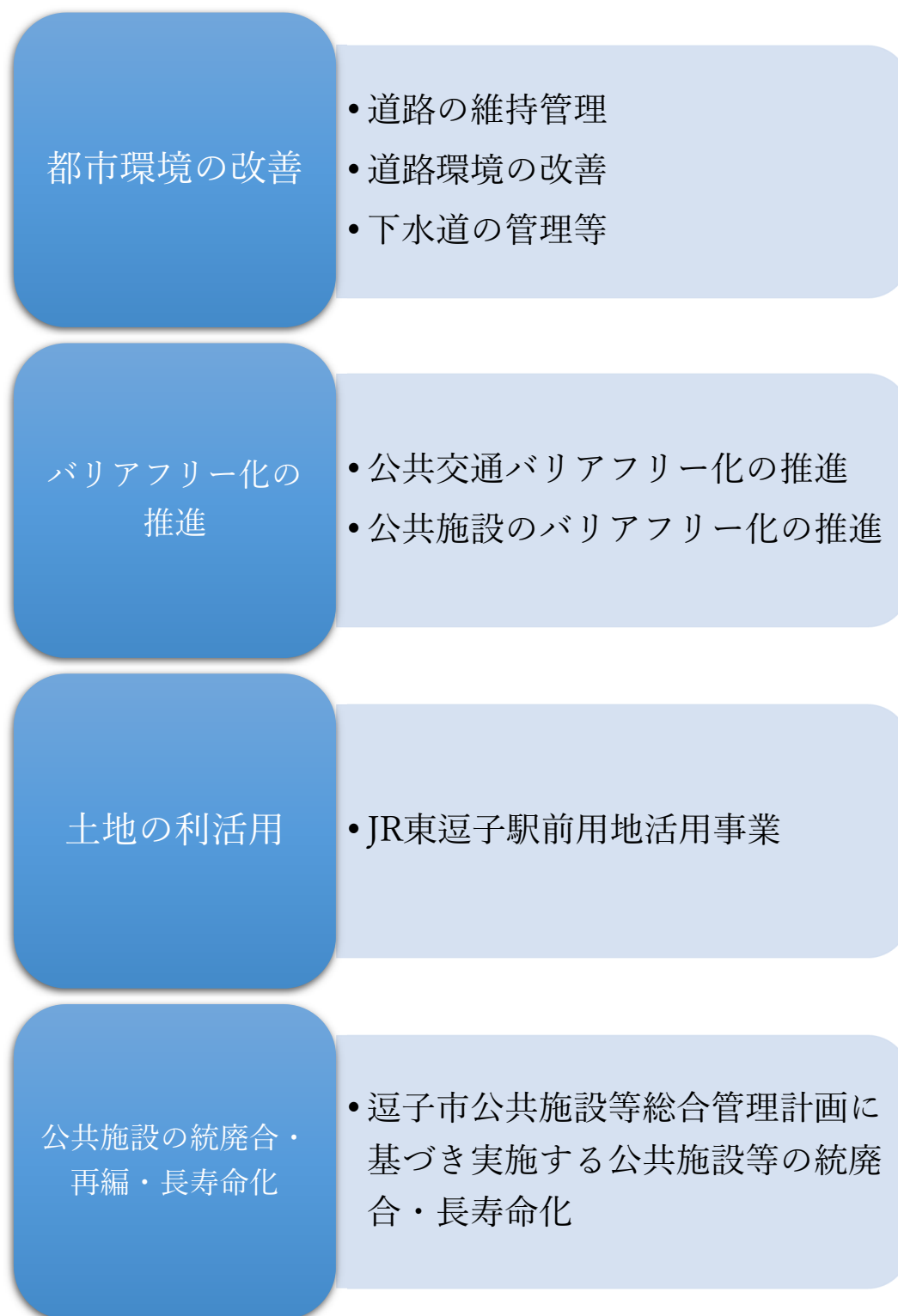
市有地を有効活用することで、公共施設の再配置・統廃合を行うとともに、利便性の向上及び地域の活性化を図っていきます。

(4) 公共施設の統廃合・再編・長寿命化

人口減少や少子高齢化の進展などによる公共施設等の利用需要の変化が予想されている中、インフラ資産*を含むすべての公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを中長期的な経費や充当可能な財源見込み等も勘案し計画的に行うため「逗子市公共施設等総合管理計画」に基本方針等が取りまとめられました。

今後の具体的な取り組みは、逗子市公共施設等総合管理計画に位置付けられた個別施設計画で行い、進行管理は逗子市行財政改革推進本部で行います。

2-2 プランの体系



2-3 アクション内容

2-3-1 都市環境の改善

良好な都市環境を確保するために、道路施設や市営住宅、下水道の適切な管理等と環境改善を図っていきます。

2022年度までのアクション

アクション		取組の方向
道路の維持管理	道路舗装事業	個別施設計画（舗装編）に基づき、計画的な舗装修繕工事を行っていきます。 また、個別施設計画に基づかない道路についても、道路の状態により修繕を行っていきます。
	道路アダプト団体*との協働による維持管理	道路等里親制度*を活用した市民協働による道路やポケットパーク*等の美化活動を推進していきます。
	街路樹の維持管理	道路等を通行する車両や歩行者の安全を確保するために、街路樹を適正に管理していきます。 また、老朽化した街路樹の多い地域では、植替計画を策定し、計画的な植え替えを行っていきます。
道路環境の改善	狭あい道路の整備	狭あい道路*について、安全で円滑な歩行環境の向上と歩行空間の確保、また、緊急車両の通行の必要性から、狭あい道路整備事業により寄付を受けた道路の拡幅や隅切り等の整備を行います。 また、広報誌や特定行政庁の協力を得て、啓発を図っていきます。
	既設道路における支障物件*の整理	既設道路における歩車道の比率の適正化と支障物件の整理を進めていきます。

アクション		取組の方向
道路環境の改善	安全で快適な歩行空間の確保	やさしい道づくり事業 [*] にて歩道整備工事を実施することにより、歩行空間の確保及び機能向上を図り、誰もが快適に通行できる道路を整備します。また、自動車利用の際、事故・公害・混雑を軽減するために、歩行者・自転車・自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行っていきます。
	都市計画道路の整備	都市計画道路の未着手路線の整備や廃止を検討していきます。また、県や関係住民との協議調整を図っていきます。
	市内の交通改善	駅周辺をはじめとした市内の交通環境をより円滑なものとするため、必要な調査等を行っていきます。
下水道の管理等	雨天時浸入水・不明水に関する調査・研究	雨天時浸入水及び不明水対策に向け、調査・研究を行っていきます。
	合流式下水道の更なる改善に向けた整備	逗子第5分区に関し、雨水渠整備工事を順次実施し、将来的な完全分流化を目指していきます。
	下水処理場等の再整備	老朽化した下水処理施設及び関連設備について、再整備に向け、必要な調査・研究を行っていきます。

2-3-2 バリアフリー化の推進

高齢化の急速な進展や障がいのある人などの社会参加の機会の増加に対応するため、道路施設や公共施設のバリアフリー化の推進を図ります。

2022年度までのアクション

アクション		取組の方向
公共交通バリアフリー化の推進	市道のバリアフリー化	2003(平成15年)に策定した「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、市道のバリアフリー化を行っていきます。
	国・県道のバリアフリー化	歩道が狭い県道について、無電柱化の検討も含め、神奈川県へバリアフリー化を行っていくよう要望していきます。
	無電柱化の推進	幹線道路(市道)の無電柱化を推進することで、歩行空間のバリアフリー化を行っていきます。
公共施設のバリアフリー化の推進	市民協働による公共施設のバリアフリー化の推進	障がい者、高齢者その他の日常生活または社会生活に身体等の機能上の制限を受ける者が公共施設を安全かつ快適に利用できるよう整備を進めることについて、逗子市公共施設整備バリアフリー懇話会にて意見聴取を行うことで、ユニバーサルデザイン※の視点を取り入れたバリアフリー化を図っていきます。

2-3-3 土地の利活用

市有地を有効活用することで、公共施設の再配置・統廃合を行うとともに、利便性の向上及び地域の活性化を図っていきます。

2022年度までのアクション

アクション	取組の方向
JR 東逗子駅前用地の活用	JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用するために、公共施設の再配置・統廃合を含め、民間を活用した事業計画を策定し、施設整備を行います。

第3章 計画の実現に向けて

3-1 計画の推進

- (1) 都市機能の整った快適なまち推進プランに位置付けられた事業（以下「事業」という。）は、「逗子市総合計画」及び「逗子市公共施設等総合管理計画」と整合を図りながら実施していきます。
- (2) 事業は次のとおり分類します。
 - ①総合計画実施計画に位置付けられたリーディング事業
 - ②基幹計画（（仮称）都市デザイン計画：2021.3月現在未策定）策定時に位置付けられる予定の重点事業
- (3) 事業を適切に実施していくために進行管理を行います。
- (4) 進行管理は「都市機能の整った快適なまち推進懇話会」からの意見聴取を踏まえ、毎年度実施します。
- (5) リーディング事業については、「都市機能の整った快適なまち推進懇話会」での意見聴取後、基幹計画の懇話会に進ちよく状況を報告し、さらに総合計画審議会においても審議されることにより進行管理を行います。（基幹計画が策定されるまでの間は「総合計画審議会」に報告し、進行管理を行います。）
- (6) 重点事業については「都市機能の整った快適なまち推進懇話会」での意見聴取後、基幹計画の懇話会に報告し、進行管理を行います。（基幹計画が策定されるまでの間は「都市機能の整った快適なまち推進懇話会」で進行管理を行います。）

3-2 リーディング事業

本市では、平成27年度からの総合計画の中で、JR東逗子駅前用地活用事業及び市営住宅整備事業がリーディング事業（※）に位置付けられています。実施に当たっては、都市機能の整った快適なまちを実現するために、本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー化の推進をしていく工夫が求められます。

リーディング事業1

事業名	JR 東逗子駅前用地活用事業		所管名	企画課
事業概要	目的：JR 東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用することで、駅周辺の快適性・利便性を向上させるとともに、活性化を図る 対象：市、市民、事業者 手段：市民や事業者、地権者との合意形成を図り、用地活用計画を策定する。			
主な事業内容				
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度		
○（仮称）JR 東逗子駅前用地活用計画の策定 ・調査・研究 ・市内プロジェクトチームによる検討 ・関係者、関係機関との話し合い ・市民説明会の開催		○民間資金等の活用の検討 ○事業者選定 ○施設整備に係る実施設計 ○施設整備工事		
目標【2018（平成30）年度】			現状【2013（平成25）年度末】	
（仮称）JR 逗子駅前用地活用計画について、市民や事業者、地権者との合意形成が図られている。			計画の策定に着手していない。	
目標【2022（平成34）年度】			現状【2013（平成25）年度末】	
（仮称）JR 東逗子駅前用地活用計画のもと、施設整備を行う。			計画の策定に着手していない	

リーディング事業 2

事業名	市営住宅整備事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：健康で文化的な生活を営むことができる市営住宅を計画的に整備する。 対象：市営住宅の利用者及びこれから市営住宅を必要とする市民 手段：市営住宅管理計画に基づき、市営住宅の計画的な整備・配置を実施するとともに、既存市営住宅のバリアフリー化を推進する。		
主な事業内容			
2015（平成 27）年度～2018（平成 30）年度		2019（平成 31）年度～2022（平成 34）年度	
○桜山住宅の整備 ○市営住宅管理計画の更新 ○既存市営住宅のバリアフリー化の検討		○既存市営住宅のバリアフリー化	
目標【2018（平成 30）年度】			現状【2013（平成 25）年度末】
市営住宅管理計画に位置付けられた目標管理戸数の再整備が行われている。			8 箇所 124 戸
目標【2022（平成 34）年度】			現状【2013（平成 25）年度末】
市営住宅のバリアフリー化率が 100%になっている。			59 パーセント

※リーディング事業とは、総合計画実施計画の計画期間で取り組むべき事業のうち、最も重要な事業であり、基本構想の取り組みの方向の推進をけん引する事業です。
 なお、上に記載されている表は、総合計画策定時(2015年3月)に作成しているため、既に目標年度が過ぎた事業も記載されています。

3-3 重点事業

第2章までに示した取り組み施策のうち、逗子市総合計画における前期実施計画期間中に優先的に具体化するものとして選定した事業を重点事業に位置付け、進捗管理をしながら計画的に進めていきます。

重点事業1

事業名	下水道施設再整備事業	所管名	下水道課
事業概要	目的：老朽化が進行する下水道施設を再整備することにより、持続的な事業運営を図る。 対象：下水道を利用する市民 手段：再整備に向けた調査・研究等を進める。		
主な事業内容			
2020（令和2）年度～2022（令和4）年度			
○浄水管理センターに関する基本事項の検討			
目標【2022（令和4）年度】		現状【2020（令和2）年度末】	
浄水管理センター再整備の方針が確定している。		基本事項の検討の一部が完了している。	

重点事業2

事業名	狭あい道路整備事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：狭あい道路を4m以上に拡幅し、防災活動や生活環境を向上させる 対象：狭あい道路に接する土地所有者 手段：後退部分の寄付を前提に、植木や塀等の移転・撤去の費用として、50万円を限度に補助する。また、分筆・所有権移転等の登記手続費用を市が負担するとともに、市道として道路整備をする		
主な事業内容			
2020（令和2）年度～2022（令和4）年度			
○道路中心線と後退線の確定業務 ○後退用地の分筆登記及び所有権移転 ○後退用地の舗装工事			
目標【2022（令和4）年度】		現状【2020（令和2）年度末】	
狭あい道路整備の申請件数が224件になっている		204件	